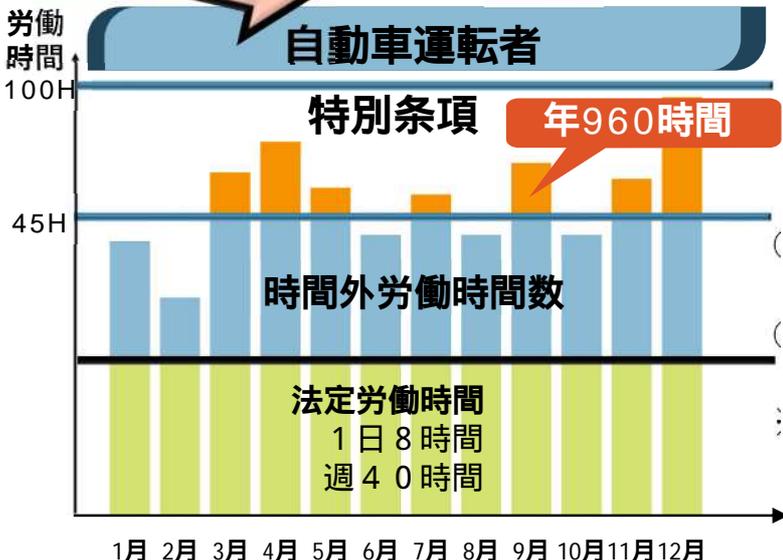


自動車
運転者の

トラック運送事業者の皆様へ



時間外労働の上限規制・改善基準告示



【原則】月 45 時間
年間 360 時間

【特別条項】
(臨時的な特別な事情の場合)
特別条項の上限は、単月・複数月平均の上限はなく、年間960時間
特別条項の回数制限の適用なし

その他、改善基準告示を遵守していただく必要があります。
改善基準告示の詳細については裏面をご覧ください。



東京労働局・労働基準監督署(支署)・公共職業安定所

改善基準告示の主な改正内容

「自動車運転の業務」に従事する労働者については、労働基準法の**時間外労働の上限規制**とともに**改善基準告示**を遵守していただく必要があります。

○1年、1か月の拘束時間

【原則】：1年間の総拘束時間**3,300**時間以内、1か月**284**時間以内

【例外】：労使協定により、次のとおり延長可（ を満たす必要あり）

1年：**3,400**時間以内、1か月：**310**時間以内（年6か月まで）。

284時間超は連続**3**か月まで、1か月の時間外・休日労働時間数が**100**時間未満となるよう努める

○1日の拘束時間 **13**時間以内（上限**15**時間、**14**時間超は週**2**回までが目安）

【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、**16**時間まで延長可（週**2**回まで）

○**休息期間** 継続**11**時間以上与えるよう努めることを**基本**とし、**9**時間を下回らない。

【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続**8**時間以上（週**2**回まで）

休息期間のいずれかが**9**時間を下回る場合は、運航終了後に継続**12**時間以上の休息期間を与える。

○**分割休息特例**（継続**9**時間の休息期間を与えることが困難な場合）

分割休息は1回**3**時間以上、休息期間の合計は**2**分割：**10**時間以上、**3**分割：**12**時間以上

3分割が連続しないよう努める、一定期間（**1**か月程度）における全勤務回数の**2**分の**1**分が限度



以下を含めた総合対策をお願いします！



安全衛生対策（労働基準監督署）

— 「荷役災害」「腰痛災害」「交通労働災害」防止対策—

- 「荷役作業安全ガイドライン」に基づく荷役災害防止対策
陸運事業者及び荷主等が連携して対策に取り組みましょう。
- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策
作業態様別（重量物取扱い、車両運転時）の対策を実施しましょう。
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策
管理体制・適正な労働時間管理・教育実施・健康管理などを推進しましょう。

人材確保・就職支援（ハローワーク）

— 「人材確保」「就職支援」を専門スタッフが支援—

- 人材確保等支援助成金をご活用ください！
労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成



- 求人者の皆様に支援します！
対象職種の求人募集を行う事業主の方を対象に支援
- 求人・求職のマッチングを促進します！
対象職種での就職を希望する方を対象に支援
- 求職者の皆様に支援します！
求人・求職を促進する各種のイベントを開催

